

別表第2（第12条関係）

種別	単位		金額	
			外航船舶	外航船舶以外の船舶
1 係船岸壁及び 棧橋使用料	係留時間が12時間以内の船舶 総トン数 1 トンにつき		5 円55 銭	6 円11 銭
	係留時間が 12 時間を超 える船舶	係留時間が24 時間まで総トン 数 1 トンにつき	7 円40 銭	8 円14 銭
		係留時間が24 時間を超える場 合その超える時間12 時間ごと に総トン数 1 トンにつき	3 円70 銭	4 円 7 銭
	総トン数30 トン未満の船舶及びはしけ (当該港に籍のあるものを除く。) 1 隻 につき係留時間24 時間ごとに		150 円	165 円
2 泊地使用料	船舶の停泊時間が24 時間まで総トン数 1 トンにつき		72 銭	79 銭
	船舶の停泊時間が24 時間を超える場合そ の超える時間12 時間ごとに総トン数 1 ト ンにつき		36 銭	40 銭
3 物揚場係船使 用料	機関を有する船舶 1 隻につき係留時間24 時間ごとに		300 円	330 円
4 引船使用料	基本料 金	作業 1 時間につき		
		(1) 総トン数5,000 トン未満の 船舶	77,000 円	84,700 円
		(2) 総トン数5,000 トン以上 9,000 トン未満の船舶	102,000 円	112,200 円
		(3) 総トン数9,000 トン以上 12,000 トン未満の船舶	128,000 円	140,800 円
		(4) 総トン数12,000 トン以上 15,000 トン未満の船舶	153,000 円	168,300 円
		(5) 総トン数15,000 トン以上 20,000 トン未満の船舶	177,000 円	194,700 円

	(6) 総トン数20,000トン以上 25,000トン未満の船舶	199,000円	218,900円
	(7) 総トン数25,000トン以上 30,000トン未満の船舶	218,000円	239,800円
	(8) 総トン数30,000トン以上 40,000トン未満の船舶	237,000円	260,700円
	(9) 総トン数40,000トン以上 50,000トン未満の船舶	252,000円	277,200円
	(10) 総トン数50,000トン以上 60,000トン未満の船舶	268,000円	294,800円
	(11) 総トン数60,000トン以上 70,000トン未満の船舶	285,000円	313,500円
	(12) 総トン数70,000トン以上 80,000トン未満の船舶	303,000円	333,300円
	(13) 総トン数80,000トン以上 90,000トン未満の船舶	322,000円	354,200円
	(14) 総トン数90,000トン以上 の船舶	342,000円	376,200円
料金計 算	1 使用時間が、1時間に満たない場合にあつては1時間として計算し、1時間を超える場合にあつてはその超過時間30分までごとに基本料金の5割の額で計算する。 2 引船出動後、申込みの取消し のあつた場合は、作業が行われたものとみなして料金を計算する。		
割増料 金	1 時間外割増し 午前8時30分から午後5時までの時間（以下「執務時間」という。）以外の時間に作業をし		

	<p>た場合は、所定の料金の5割に相当する額を加算する。</p> <p>2 休日割増し</p> <p>日曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの間の執務時間に作業をした場合は、所定の料金の5割に相当する額を加算する。</p> <p>3 荒天時割増し</p> <p>4月1日から11月30日までの間の荒天時に作業をした場合は、所定の料金の5割に相当する額を加算する。</p> <p>4 冬期割増し</p> <p>12月1日から翌年3月31日までの間に作業をした場合は、所定の料金の3割に相当する額を加算する。</p> <p>5 特殊作業割増し</p> <p>(1) 被覆外で港湾区域内において作業をした場合は、所定の料金の2割に相当する額を加算する。</p> <p>(2) 被覆外で港湾区域外において作業をした場合は、所定の料金の5割に相当する額を加算する。</p> <p>(3) 海難事故における作業の場合は、所定の料金の5割に相当する額を加算する。</p>		
--	---	--	--

備考

- 1 魚津港に係る使用料については、この表によつて算出して得た額の半額とする。

- 2 「外航船舶」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港を往来する船舶のうち、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。
- 3 この表に定めのないもの又はこの表の定めによることが著しく不相当と認めるものについては、類似の区分又は種類により、その都度知事が定めるものとする。
- 4 使用料の額の算出に当たっては、次の各号に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 算出の基礎となる期間については、会計年度ごとに区分する。
 - (2) 算出の基礎とするこの表に掲げる単位について、単位未満の端数があるとき、又は単位に満たないときは、当該単位まで切り上げる。
 - (3) 1件の使用料の金額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。